

令和2年3月13日

各部局長 殿

本部事務機構各部・課(室)長 殿

理事(人事労務・環境安全・施設担当)

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

国内外の新型コロナウイルス感染症例の増加に伴い、本学においても感染拡大を阻止し、学生及び教職員の安全確保に向け、あらゆる可能性を考慮した対応を検討し取り組んでいるところです。

については、本学の感染者発生時の初動対応等をまとめましたので、別添のとおりお送り致しますのでよろしくお取り計らい願います。

本件問合せ先

人事企画部環境安全推進課

内線 91-4957、6017

E-mail: anzen@grp.tohoku.ac.jp

## 各部局等への連絡事項について

### 1. 感染者の発生時の初動対応について

#### (1) 第一報を受けた連絡等について

- ①各部局の構成員(学生・教職員)または保健所等の外部機関より、各部局等の構成員が新型コロナウイルス感染症に感染した旨の連絡・報告を受けた場合は、速やかに環境安全推進課(※)に連絡する。
- ②保健所等の外部機関より本部環境安全推進課に感染者の発生について連絡があった場合、環境安全推進課より該当部局等の事務(部)長に連絡する。
- ③環境安全推進課は本部の新型コロナウイルス対策本部会議の緊急参集体制に基づき、対応する。
- ④これらの連絡のための休日、夜間を含む本部と各部局等との連絡体制を確認しておく。

※平日 環境安全推進課 内線 91-4957 または 6017

E-mail: anzen@grp.tohoku.ac.jp

休日・夜間の連絡先 090-5595-9797

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各部局等の長に対応についての連絡、指示を行うことがあるので、緊密に連携しつつ対応する。

- (3) 各部局等の長は、部局等における感染拡大防止のため、感染者(学生・教職員)との濃厚接触の疑いのある者(※)など、必要と認める範囲の者について、自宅待機を指示する。

※ 濃厚接触者は保健所が特定する。

### 2. 対応体制の整備について

- (1) 各部局等において、災害対策本部の支部設置の例を参考に休日を含めた部局等における連絡体制の確認など、新型コロナウイルス感染症の感染者発生への対応のための体制を早急に整備する。
- (2) 今後、一時期に多数の教職員が感染し、または濃厚接触者となり勤務を欠く恐れもあることから、各部局等においても、業務継続体制についても検討しておく。

### 3. 情報の公表について

- (1) 感染者の情報の公表については行政(仙台市)が対応する。
- (2) 本学にマスメディア等から問い合わせがあった場合、広報室で一元的に対応する。
- (3) 大学が公表する場合には、事前に当該部局の事務(部)長に連絡し、情報を共有する。